

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	下水道整備課
委 託 業 務 名	下水道維持管理システム雨水維持管理情報登録業務
委 託 業 務 場 所	大津市御陵町 3 番 1 号
概 要	下水道維持管理システムへ緊急度ランク判定表の記載情報、本管用調査記録表の記載情報を入力、緊急度判定結果のチェック
契 約 期 間	令和 6 年 1 2 月 5 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 6 年 1 2 月 5 日
契 約 金 額	金 1, 4 6 1, 9 0 0 円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 大津市におの浜二丁目 1 番 4 8 号（におの浜森田ビル 3） 〔名 称〕 大津市下水道維持管理システム構築業務 国際航業・管清工業共同体 代表者 国際航業㈱ 滋賀営業所
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	大津市下水道維持管理システム構築業務国際航業・管清工業共同体 代表者 国際航業株式会社滋賀営業所については、大津市下水道維持管理システムの開発事業者であり、システム及びその仕様を正確に把握している。 当該システムの仕様を正確に把握できない者が業務を行う場合、本業務の目的である維持管理情報を正しく登録することが困難である。 以上のことから、当該業務の実施においては、当該システムの開発会社である当該事業者を選定する。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 3 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
- 2 地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 3 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。